

ゼロカーボンシティさがし啓発用動画制作及び広報業務委託仕様書

1 業務名

ゼロカーボンシティさがし啓発用動画制作及び広報業務

2 業務目的

「ゼロカーボンシティさがし」の実現に向け、令和7年3月に策定した第3次佐賀市地球温暖化対策実行計画に基づく市民・事業者等の脱炭素行動の推進が不可欠であることから、自発的かつ積極的な脱炭素行動のきっかけとなる効果的な周知啓発を目的に、啓発用動画を制作し、広く発信する。

※動画のコンセプト案は別紙参照。

3 委託期間

契約締結日から広報活動終了日まで

4 委託上限額

1,342,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託業務の内容

受託者は、業務の趣旨・目的等を十分理解し、動画制作及び広報に係る以下の業務を行うものとする。コンセプト案（別紙）の内容をよく現し、本市と協議のうえ、動画の構成やデザイン、広報の内容を決定すること。

（1）動画の制作

①本編（5分尺）、②サイネージ用（1分尺）

【企画・構成】

コンセプト案（別紙）の内容を十分に反映し、市民の脱炭素行動につながる内容とすること。本市と協議のうえで構成を決定し、決定内容を基に脚本やデザイン等を作成すること。また、「ゼロカーボンシティさがし」キャラクターを動画内で使用すること。

【撮影・映像等作成】

企画・構成に基づき、必要な動画素材の取材・撮影や調達、作画等を行うこと。なお、次の内容は、委託業務に含むものとする。

- ①資料・素材の収集
- ②出演者、撮影場所、関係者への連絡調整、取材交渉、出演交渉、撮影許可申請等
- ③成果物及び構成素材に関する第三者の著作権及びその他の権利についての交渉、処理に関する業務
- ④使用料、出演料、交通費、謝礼等動画請託に必要な費用の負担

【編集】

動画の加工・編集を行い、ナレーション、音響・BGM・テロップ等を効果的に入れること。なお、動画の要件については、次のとおりとする。

- ①市民の脱炭素行動につながるような内容とすること。
- ②使用できる映像は、原則として本業務において新規撮影したもの、もしくは、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。ただし、借用映像を使用する場合の手続き等は、受託者において行うこと。
- ③音楽用素材の使用にあたっては、オリジナルやフリー音源を使用するなど、著作権上の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、手続き等を受託者において行うこと。

(2) サムネイル制作

- ・ファイル形式は jpg ファイル、ファイル容量は 2MB 以内とする。

(3) 広報活動の実施

- ・作成した動画等を用いて、効果的な広報方法（商業施設等でのサイネージ放映、テレビ CM、YouTube 広告、Instagram 広告等）を提案し、広報活動を行うこと。
- ・広報活動には、必ず商業施設等でのサイネージ放映を 1 施設以上含めること。
（1 分尺の動画、1 日 20 回を 1 か月以上放映すること）
- ・広報活動は、令和 8 年 2 月 2 日(月)までに終了すること。

6 成果品

下記とおり、成果物を佐賀市環境政策課へ納品する。

成果物名	内容	提出期限
・動画データ (本編 5 分尺、サイネージ用 1 分尺) ・サムネイル ※その他提案により作成した成果物 (ロゴなどがあればそのデータを含む)	・mp4 等の完成データを格納した電子媒体(再編集可能なマスターデータを含む) ※ウェブサイトや YouTube、SNS、デジタルサイネージ等での再生を想定し、適したデータ容量とすること。	令和 7 年 11 月 28 日(金)
・業務完了報告書 ・広告に使用した動画 ・データ	・当該委託業務の実施内容を記載(開催期間、広報の内容、広報の成果、業務目的の達成状況等及び事業に要した経費内容を記載。) ・日本工業規格 A4 判 ・データを格納した電子媒体	令和 8 年 2 月 13 日(金)

7 著作権等の取り扱い

- (1) 成果品の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条に規定する権利を含む。）及び所有権はすべて本市に帰属する。また、成果品は本市のホームページや各種情報媒体、行事イベント等に随時使用、複製、編集・加工できるものとする。
- (2) 受注者は著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。
- (3) 映像・音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理を済ませた上で成果品を納入すること。
- (4) 第三者が権利を有している映像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者より二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続等を行うこと。
- (5) 映像・音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には、受注者の責任において対応し、本市は責任を負わないものとする。

8 その他留意事項

- (1) 業務の目的を達成するために、委託者は業務の進捗状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこれに従う。
- (2) 動画の内容について、委託者が複数回校正する機会を設け、委託者の意向を随時確認しながら制作すること。
- (3) この仕様書及び本業務の契約書に記載のない事項又は疑義の生じた事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。